



2026年7月1日

各 位

会 社 名 イーレックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 本名 均
(コード番号：9517 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専務取締役 角田 知紀
(TEL. 03-3243-1167)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年7月29日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 156,050株
(3) 発行価額	1株につき726円
(4) 発行総額	113,292,300円
(5) 割当予定先及び割当株式数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 5名 89,250株 当社従業員の内、管理職の地位にある者 55名 66,800株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書の効力発生を条件といたします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「取締役に係る株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2021年6月22日開催の第23期定時株主総会において、当該制度を導入すること、当該制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために対象取締役に対し支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内とすること、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は各事業年度において年20万株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年以上で当社取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

さらに当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、取締役に係る株式報酬制度と同様の趣旨で、当社の従業員の内、管理職の地位にある者（当社内規に定める管理職。以下、「対象管理職」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「取締役に係る株式報酬制度」と併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

当社は、本制度の目的等を勘案し、2026年7月1日開催の取締役会で対象取締役5名に支給する金銭報酬債権を合計64,795,500円、譲渡制限付株式として対象取締役に対し当社普通株式89,250株を割り当てること及びその譲渡制限期間を10年とすること、並びに対象管理職55名に支給する金銭報酬債権を合計48,496,800円、譲渡制限付株式として対象管理職に対し当社普通株式66,800株を割り当てること及びその譲渡制限期間を3年とすることを決議しました。なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、また各対象管理職に対する金銭報酬債権の額は、職位及び業績目標に対する達成度に基づく評価を勘案して決定しております。

本制度及び本日の取締役会決議に基づき、対象取締役及び対象管理職は、当社との間で、以下3.の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として、当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が新たに発行する当社普通株式について割当てを受けることとなります。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役及び対象管理職は、下記に定める譲渡制限期間において、自らに割り当てられた譲渡制限付株式（以下、対象取締役に割り当てられる譲渡制限付株式を「割当株式Ⅰ」、対象管理職に割り当てられる譲渡制限付株式を「割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

イ) 対象取締役

2026年7月29日～2036年7月28日（以下、「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）

ロ) 対象管理職

2026年7月29日～2029年7月28日（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

イ) 対象取締役

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、割当株式Ⅰのうち、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」といいます。）において下記③イ)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ロ) 対象管理職

当社は、対象管理職が、譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の管理職その他当社人事部長が定める職位を退任又は退職した場合には、当社人事部長が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式Ⅱを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」といいます。）において下記③ロ)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

イ) 対象取締役

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において対象取締役が保有する割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、2026年7月から対象取締役が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において対象取締役が保有する割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の割当株式Ⅰにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

ロ) 対象管理職

当社は、対象管理職が、譲渡制限期間Ⅱの中、継続して、当社の管理職その他当社人事部長が定める職位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において対象管理職が保有する割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象管理職が、当社人事部長が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の管理職その他当社人事部長が定める職位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって、対象管理職が保有する割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

対象取締役及び対象管理職は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、割当株式Ⅰ及び割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、割当株式Ⅰ及び割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

イ) 対象取締役

当社は、譲渡制限期間Ⅰの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認（以下、本項において「本承認」といいます。）された場合には、当社取締役会決議により、2026年7月から本承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本承認の日において対象取締役が保有する割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

本承認がされた場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものいたします。

ロ) 対象管理職

当社は、譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の

株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、対象管理職が保有する割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である726円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上